

桐の木同窓会会則

1. 名称・目的

第 1 条 本会は「桐の木」同窓会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦を計り、常に母校と会員の連絡を維持することを目的とする。

第 3 条 本会は本部を信州大学医学部保健学科看護学専攻におく。

2. 会員・役員

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 本会員は信州大学医学部附属助産婦学校卒業生、信州大学医療技術短期大学部専攻科卒業生及び信州大学医学部保健学科看護学専攻助産師コース修了生とする。

(2) 特別会員は看護学専攻助産師コース現教員、元教員及び理事会の承認を得たものとする。

第 5 条 本会は下記の役員を置く。

(1) 会 長 1名

副 会 長 2～3名

会 計 2名

書 記 2名以上

会計監査 1～2名

会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。

会計は本会の会計を司り、総会において会計報告を行う。

書記は庶務記録を司る。

会計監査は会計監査を行う。

以上の役員は理事会において選出し、総会の承認を得る。

(2) 理 事

長野県内を4ブロックに分け、各ブロックの代表者2名がこれに当たり、役員はそれを兼ねることができる。

(3) 名誉顧問

名誉顧問は、本会の運営及びそれによる諸問題その他について役員よりの諮問に応じ助言する。

(4) 理事会

役員と理事により構成され、重要案件を審議する。

(5) 役員及び理事の任期は2年とする。

3. 事 業

第 6 条 本会の総会は、毎年1回9月に開催し、会務、会計、その他必要事項の報告を行う。臨時総会は必要に応じてこれを開くことができる。

第 7 条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

4. 会 計

第 8 条 本会の会員（新入会員）は、保健学科看護学専攻同窓会アルプス会より会費の分担をもってこれに充てる。

本会の経費は、寄付金その他をもってこれに充てる。

第 9 条

(1) 会費は10,000円とし、終身会費とする。

(2) 会費は助産師コース全科目修了後分担を受ける。

第 10 条 本会の会計年度は、（同窓会より翌年の同窓会まで）8月1日より始まり、翌年7月31日迄とする。

5. 慶弔規定

第 11 条 細則は別に定める。

6. 補 則

第 12 条 本則を修正しようとするときは理事会において、これを審議し、総会の出席会員の半数以上の決議によらなければならない。

附則 本則は、平成6年9月10日より施行する。

本則は、平成15年9月6日より施行する。

本則は、平成18年9月6日より施行する。

本則は、平成22年9月4日より施行する。

本則は、令和元年9月7日より施行する。

（慶弔規定細則）

1. 名誉ある業績を残した同窓生について、理事会で検討し褒賞する。

2. 同窓生及び同窓会関係者の弔事について、役員で検討し弔意を表す。

別項（ブロック分け）

1. 北信ブロック（長野県北信地区）

2. 東信ブロック（長野県東信地区）

3. 中信ブロック（長野県中信地区）

4. 南信ブロック（長野県南信地区）